白馬村議会議員一般選挙の立候補者と有償契約をされる契約事業者の方へ

令和７年４月２０日執行の白馬村議会議員一般選挙に

おける選挙公営制度について

■公費負担制度とは

この制度は、白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例並びに白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する規程に基づき、白馬村議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で、白馬村が候補者と契約された契約業者等に直接その費用をお支払する制度です。

■対象となる候補者

この選挙公営制度においては、得票数が供託物没収点に達しない候補者は選挙公営が受けられません。供託物を没収される候補者については、すべて候補者の自己負担となります。

◆村議会議員選挙における供託物没収点・・・有効投票数×１/12×1/10

■公費負担額限度額

１．選挙運動用自動車の使用に関して公費負担の対象となる契約

（１）一般運送契約（ハイヤー契約）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 公費負担の対象 | 限度額 |
| 一般運送契約 | 選挙運動用自動車として運送した料金 | 64,500円/日×5日＝322,500円 |

（２）一般運送契約以外の契約（レンタル契約）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 公費負担の対象 | 限度額 |
| 自動車借上れ契約 | 選挙運動用自動車として使用した料金 | 15,800円/日×5日＝79,000円 |
| 燃料の供給契約 | 選挙運動用自動車に供給した  燃料の代金 | 7,560円×5日＝37,800円  （1日の上限はありません） |
| 運転手の雇用契約 | 選挙運動用自動車の運転手への報酬 | 12,500円/日×5日＝62,500円 |

※上記（１）と（２）の併用はできません。

※一般運送契約ができるのは、道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する事業者です。

※契約者が、候補者と生計を一にする親族である場合については、その親族が業として行っている場合に限られます。

※燃料代については購入量ですが、あくまで事業者において給油した金額となります。従ってドラム缶等による一括購入は、原則として負担対象外とします。（給油量が明確でなく、請求書が正確性を欠くため。）

※１日に２人以上の運転手を雇ったり、２ヶ所以上で給油した場合は、候補者が指定した１人、１業者に限り公営費負担します。

※日数は告示日から投票日の前日までの期間であり、無投票選挙となった場合は告示日の１日のみとなります。

２．選挙運動用ビラの作成に関する経費の負担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上限単価 | 上限枚数 | 限度額 |
| 7.51円/枚 | 1,600枚 | 12,016円 |

３．選挙運動用ポスターの作成に関する経費の負担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上限単価 | 上限枚数（掲示場数） | 限度額 |
| 1,720円/枚 | 67枚 | 115,240円 |

※ビラ及びポスターについては上限単価と上限枚数のいずれもが制限となり、単価×枚数の積が限度額内であれば全額が公費負担の対象となるものではありませんのでご注意ください。

※無投票選挙となっても限度額以内で作成費の全額が対象となります。

■対象となる期間

立候補の届出のあった日から、選挙期日の前日まで（＝選挙運動のできる期間）が公費負担の対象期間となります。

◆村議会議員選挙における選挙運動期間・・・４月１５日～１９日（５日間）

■有償契約について

選挙公営制度を候補者が利用するためには、あらかじめ各契約事業者等と契約をした上で、これについて村選挙管理委員会に届出をする必要があります。契約書様式の参考例を示していますが、これはあくまで参考に留まり、契約は当事者間の責任となります。

■条例で定めた限度額を超える請求について

条例で定められた限度額を超える部分は、候補者が契約業者等へ支払うこととなります。

■村への請求について

投票日の翌日以降の請求により、お支払い手続きをします。請求書以外に候補者から契約事業者等へ提出される証明書や確認書の添付が必要となります。請求前に候補者から必要書類を受領した上で村へご請求ください。

お問い合わせ　白馬村選挙管理委員会　電話　0261-72-7002